

## ◎国際開発協会への加盟に伴う措置に

### 関する法律の一部を改正する法律

(平成二〇年四月一六日法律第一四号)

#### 一、提案理由

(平成二〇年三月二六日・衆議院財務金融委員会)

○額賀国務大臣 たいいま議題となりました国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

国際開発協会は、世界銀行グループの中核機関として、アジア、アフリカなどにおける所得水準の特に低い開発途上国に対し、長期かつ無利子の融資や贈与を行うことを主たる業務とする機関であります。先般、同協会の本年七月から三年間の財源を確保するため、第十五次の増資を行うことが合意されました。

政府においては、開発途上国の経済成長と貧困削減に果たす同協会の役割の重要性にかんがみ、この第十五次増資に係る追加資を行うこととし、本法律案を提出した次第でございます。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

す。

本法律案の内容は、政府が国際開発協会に対し、三千六百二十六億九千五百万円の範囲内において追加出資を行い得るよう、所要の措置を講ずるものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

#### 二、衆議院財務金融委員長報告(平成二〇年三月二七日)

○原田義昭君 たいいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国際開発協会の第十五次増資に伴い、政府が、従来の出資額のほか、三千六百二十六億九千五百万円の範囲内において追加出資することができるものとするところでございます。

本案は、去る三月二十五日当委員会に付託され、昨日額賀財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

三〇

す。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院財政金融委員長報告(平成二〇年四月九日)

○附帯決議(平成二〇年三月二六日)  
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国際開発協会への第十五次増資に当たっては、最近の援助チャンネルの急増、ODAの細分化、援助の使途指定の増大など国際援助構造の複雑化による状況及び開発途上国の経済開発に果たす同協会の役割にかんがみ、加盟国の経済実態を十分反映したものとなるよう努めること。

一 国際開発協会への増資を含めたODAについては、厳しい財政状況のもと出資することにかんがみ、開発効果を最大限発揮できるよう努め、効果的かつ戦略的なODAを実施するとともに、我が国の利益にかなっているか等について不断に検証・評価を行い必要により見直しを行うこと。

一 国際機関の運営等に関しては、人材面等での協力を進めるとともに、主要出資国にふさわしいリーダーシップの發揮に努め、また、我が国の出資・拠出金の使用を含めその活動内容の透明性・公開性の確保に努めること。

○峰崎直樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際開発協会の第十五次増資に伴い、我が国が追加出資を行うことを政府に対して授權する規定を追加するものであります。

委員会におきましては、国際開発協会に対する出資の政策効果、国際機関に対する出資等の総額を把握する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年四月八日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国際開発協会への第十五次増資に当たっては、最近の援助チャンネルの急増、ODAの細分化、援助の使途指定の増大など国際援助構造の複雑化による状況及び開発途上国の経済

開発に果たす同協会の役割にかんがみ、加盟国の経済実態を十分反映したものとなるよう努めること。

一 国際開発協会への増資を含めたODAについては、厳しい財政状況のもと出資することにかんがみ、開発効果を最大限発揮できるよう努め、効果的かつ戦略的なODAを実施するとともに、我が国の利益にかなっているか等について不断に検証・評価を行い必要により見直しを行うこと。

一 国際機関の運営等に関しては、人材面等での協力を進めるとともに、主要出資国にふさわしいリーダーシップの発揮に努め、また、我が国の出資・拠出金の使用を含めその活動内容の透明性・公開性の確保に努めること。

右決議する。